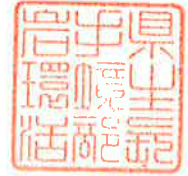


県 く 第 755 号  
令和 4 年 2 月 25 日

一般社団法人岩手県獣医師会 会長 様

岩手県環境生活部長



狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の公布について  
本県の狂犬病予防行政の推進につきまして、日頃から多大なる御協力を賜り厚く御  
礼申し上げます。

さて、このことについて、厚生労働省健康局長から別添のとおり通知がありました  
ので、参考までにお知らせします。

【食の安全安心担当 佐藤 019-629-5323】



健 発 0224 第 8 号  
令和 4 年 2 月 24 日

各 { 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 } 殿

厚生労働省健康局長  
( 公 印 省 略 )

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の公布について (公布通知)

本日、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令 (令和 4 年厚生労働省令第 24 号) が公布されたところ、改正の趣旨等は下記のとおりですので、御了知の上、関係機関等 (都道府県にあっては管内の市町村を含む。) へ周知いただくとともに、その適切な運用に御配慮をお願いします。

記

1. 改正の趣旨

「令和元年の地方からの提案等に関する対処方針」等を踏まえ、令和 3 年 12 月 22 日に狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令 (令和 3 年政令第 338 号) が公布され、令和 4 年 4 月 1 日に施行されることとされたところ、同令による改正後の狂犬病予防法施行令 (昭和 28 年政令第 226 号。以下「新令」という。) においては、狂犬病予防法 (昭和 25 年法律第 247 号。以下「法」という。) 第 4 条に規定する犬の登録について、一定の要件を満たす場合には、市町村長 (特別区の長を含む。以下同じ。) が職権により登録を削除できることとされた。

新令第 2 条第 2 項第 3 号においては「特別の事情があるため、その犬の登録を削除することが適当であると認める場合」に市町村長の職権により登録の削除を行うことができるとされている。

今般、新令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する「特別の事情」に該当する基準を明らかにするため、狂犬病予防法施行規則 (昭和 25 年厚生省令第 52 号) の一部の改正を行うこととした。



## 2. 改正の内容

法第4条第1項及び第2項の規定により登録を受けた犬について、当該犬が生後25年以上であつて、かつ、死亡したものと推定される場合には、新令第2条第2項第3号に規定する「特別の事情」に該当するものとする。

## 3. 施行期日

令和4年4月1日から施行すること。

○厚生労働省令第二十四号

狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）第四条の規定に基づき、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月二十四日

厚生労働大臣 後藤 茂之

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令

狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（登録の消除）</p> <p>第十条 法第四条第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬が生後二十五年以上であつて、かつ、死亡したものと推定される場合には、狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）第十七条において「令」という。第二項第二項第三号に規定する特別の事情に該当するものとする。</p> <p>（毒えさに用いる薬品の種類）</p> <p>第十七条 令第七条第二項に規定する薬品は、硝酸ストリキニーネとする。</p>	<p>第十条 削除</p> <p>（毒えさに用いる薬品の種類）</p> <p>第十七条 狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）第七条第二項に規定する薬品は、硝酸ストリキニーネとする。</p>

附 則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(登録の消除)</p> <p>第十条 法第四条第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬が生後二十五年以上であつて、かつ、死亡したものと推定される場合には、狂犬病予防法施行令(昭和二十八年政令第二百三十六号)第十七条において「令」という。)第二条第二項第三号に規定する特別の事情に該当するものとする。</p> <p>(毒えさに用いる薬品の種類)</p> <p>第十七条 令第七条第二項に規定する薬品は、硝酸ストリキニーネとする。</p>	<p>第十条 削除</p> <p>(毒えさに用いる薬品の種類)</p> <p>第十七条 狂犬病予防法施行令(昭和二十八年政令第二百三十六号)第七条第二項に規定する薬品は、硝酸ストリキニーネとする。</p>